

個人情報開示等請求書

年 月 日

K K R 高松病院長 殿

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づきK K R 高松病院が保有する
個人情報の開示等を求めます。

申請者氏名 印

患者との関係

住所

電話番号

開 示 対 象 患 者	患者ID				
	患者氏名			ふりがな	
	性別		生年月日		
	住所				
	電話番号				
開 示 項 目	<input type="checkbox"/> 診療記録（カルテ）				
	<input type="checkbox"/> 看護記録				
	<input type="checkbox"/> 検査記録				
	<input type="checkbox"/> 画像データ、他				
期間					

受理年月日	病院長	事務部長	主治医	医事課長
年 月 日				

個人情報開示等請求費用にかかる同意書

KKR高松病院
病院長 森 由弘 殿

私は、個人情報開示等にあたり、下記手数料について同意のうえお支払いいたします。

【開示に係る費用】

(1) 開示基本手数料		1,650円
(2) 開示実施手数料		
請求者の希望で医師から診療内容等の説明を受けた場合		
	1件	5,500円
	※30分以内とする。	
診療録・検査記録・診療報酬明細書等の複写		
	コピー1枚につき	22円
エックス線フィルム等の複写	1枚につき	1,650円
診療経過等の要約書	1件につき	5,500円

年 月 日

申請者氏名

印

患者との関係

開示申請を希望される方は、必要書類等をご用意いただく必要があります。
また、開示申請から開示、不開示の判断まで3～4週間程度お時間をいただきます。
なお、開示に係る所定の料金を定めておりますので、あらかじめご了承ください、下記をご確認のうえ、手続きされますようお願いいたします。

1 開示申請の範囲

診療継続中のもの、または最終診療後5年（法令で定められた保管期間）以内の診療録（カルテ、看護記録、検査記録、画像データ、等）、診療を目的として当院で作成されたものとしします。

ただし、他の医療機関で作成された文書、当院における治験等に関する諸記録は開示の対象外となります。

2 開示申請ができる方

- (1) 成年患者本人（20歳以上）
- (2) 成年患者本人の同意を得た親族および法定代理人
- (3) 満15歳以上の未成年患者の同意を得た親権者および法定代理人
- (4) 満15歳未満の未成年患者の親権者および法定代理人
- (5) 合理的判断が困難となっている成年患者と生計を同じくする親族およびこれに準ずる縁故者
- (6) 死亡患者の法定相続人

3 開示申請のできない場合

次に該当する場合は開示できませんのでご了承ください。

- (1) 開示申請者を身分証明で確認ができない場合
- (2) 治療効果等や心身の状態への悪影響が予想される場合
- (3) 患者本人に告知していない病名等が記載されている場合（部分不開示）
- (4) 患者本人が生前または診療中において不開示の意思を表明している場合
- (5) 他院など、第三者から得た情報が含まれており、当該第三者の了承が得られない場合（部分不開示）
- (6) 家族、医療従事者および関係者の権利、利益を損なう恐れがある場合
- (7) 未成年患者の法定代理人による請求がされた場合、提供することが当該未成年患者の利益を損なう場合
- (8) 申請者が開示手続き等において記録機器（ボイスレコーダー等）を持ち込んだ場合（写真撮影も不可）
- (9) その他開示を不相当とする事由があると病院長が認める場合

4 開示方法

原則、印刷物、写し、閲覧のいずれかにより行います。

5 開示申請に必要な書類

- (1) 個人情報開示等請求書

- (2) 開示申請者の本人の場合、印鑑および本人であることが確認できる書類
 運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付きマイナンバーカード、
 身体障害者手帳、旅券（パスポート）、外国人登録証明書等公的証明書、等
- (3) 開示申請者が患者本人以外の場合、印鑑および関係を証明する書類
 戸籍謄本、住民票、家庭裁判所の証明書、その他代理人関係を確認し得る書類

6 開示の手順

- (1) 開示を希望される方は、医事課にお申し出ください。
- (2) 開示申請に必要な書類（5）をご用意いただき、個人情報開示等請求書および
 同意書を記載していただきます。
- (3) 申請書受領後病院として開示可否等判断いたしますので、3～4週間のお時間を
 いただきます。
- (4) 開示決定後は開示書類の準備が整い次第、申請者へ連絡いたします。

7 開示に係る費用

(1) 開示基本手数料		1, 6 5 0 円
(2) 開示実施手数料		
請求者の希望で医師から診療内容等の説明を受けた場合	1 件	5, 5 0 0 円
	※ 3 0 分以内とする。	
診療録・検査記録・診療報酬明細書等の複写	コピー 1 枚につき	2 2 円
エックス線フィルム等の複写	1 枚につき	1, 6 5 0 円
診療経過等の要約書	1 件につき	5, 5 0 0 円